

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の一部改正について（通知）

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号。以下「育児休業条例」という。）及び職員の育児休業等に関する規則（平成 11 年高知県人事委員会規則第 24 号。以下「育児休業規則」）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の内容については、下記のとおりですので、貴管内の教職員に周知してください。

記

1 育児休業条例の主な改正内容

職員は、同一の子については、原則として、「再度の育児休業」「育児休業の期間の再度の延長」「育児短時間勤務の終了の日から起算して 1 年を経過しない場合に行う育児時間勤務」を行うことができないところ、国家公務員に準じた措置として地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により例外的に行うことができる場合として条例で定めることとされている「特別の事情」に次の事項を追加する。

（追加事項）

児童福祉法に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。

※ 今回追加する事項については、従前から、再度の育児休業等が認められる「特別の事情」である、「（育児休業等の）終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、育児休業等をしなければその養育に著しい支障が生じること」に該当するものとしていたものであり、今回、このことを「特別の事情」の一つとして、条例の規定の整備を行ったもの。

2 育児休業規則の主な改正内容

- （1）第 2 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式の注に記載されている添付書類について、子の範囲が拡大され、特別養子縁組の成立前の監護対象者等が含まれることとなったことに対応して添付書類の例示を追加する。

- (2) 第2号様式、第4号様式及び第5号様式において所属長意見欄を削除する。
- (3) 第2号様式及び第4号様式において任命権者の承認欄を削除する。

3 施行日

平成29年7月14日

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（5） 略

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行って

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（5） 略

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

いるが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

○職員の育児休業等に関する条例

(平成4年3月25日条例第1号)

改正 平成6年3月29日条例第5号 平成6年12月21日条例第49号
平成7年3月17日条例第11号 平成11年12月27日条例第57号
平成12年3月28日条例第4号 平成14年3月29日条例第7号
平成14年12月27日条例第59号 平成17年11月30日条例第95号
平成18年3月24日条例第9号 平成19年10月16日条例第75号
平成21年3月27日条例第19号 平成21年3月27日条例第17号
平成21年12月15日条例第80号 平成22年3月26日条例第6号
平成23年3月23日条例第6号 平成26年7月8日条例第58号
平成26年12月26日条例第87号 平成29年3月24日条例第9号
平成29年7月14日条例第26号

職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第6条第3項、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を施行するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年高知県条例第58号)第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員
- (3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。
(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項

に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「一般職員給与条例」という。)第21条第1項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「学校職員給与条例」という。)第22条第1項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員給与条例」という。)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 一般職員給与条例第22条第1項、学校職員給与条例第23条第1項又は警察職員給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(特別の勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第5条第1項又は公立学校の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限るものとし、ウに掲げる勤務の形態にあつては、船舶に乗り組む職員に限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えないように勤務すること。

(2) 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人

事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての一般職員給与条例等の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
---------	---------	---------

	字句	
一般職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
一般職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項、学校職員給与条例第6条第2項及び第7条第2項並びに警察職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第6条の2、学校職員給与条例第7条の2及び警察職員給与条例第6条の2	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第15条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第15条第4項、学校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条
一般職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間で

		ある場合にあっては、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から 100 分の 100(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を減じた割合を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第 21 条第 4 項、学校職員給与条例第 22 条第 4 項及び警察職員給与条例第 21 条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
一般職員給与条例第 21 条第 5 項及び第 22 条第 3 項、学校職員給与条例第 22 条第 5 項及び第 23 条第 3 項並びに警察職員給与条例第 21 条第 5 項及び第 22 条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
一般職員給与条例第 21 条第 5 項及び警察職員給与条例第 21 条第 5 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
一般職員給与条例第 21 条第 6 項、学校職員給与条例第 22 条第 6 項及び警察職員給与条例第 21 条第 6 項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則
学校職員給与条例第 15 条の 3 第 2 項ただし書	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
学校職員給与条例第 15 条の 3 第 2 項ただし書及び第 15 条の 4 第 2 項ただし書	勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率

学校職員給与条例第 15 条の 4 第 2 項ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
学校職員給与条例第 18 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第 18 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第 17 条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から 100 分の 100(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を減じた割合を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第 18 条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年高知県条例第 52 号。以下この条において「任期付職員条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
任期付職員条例第 4 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 45 号)第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 46 号)第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 47 号)第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(次

		項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
任期付職員条例第4条第3項	相当する額	相当する額に算出率を乗じて得た額

(育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)
 第19条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号。以下この条において「任期付職員条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
任期付職員条例第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
任期付職員条例第5条第4項	相当する額	相当する額に算出率を乗じて得た額

(任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例等の特例)
 第20条 任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一般職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項及び警察職員給与条例第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」

		という。)を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項、学校職員給与条例第6条第2項及び第7条第2項並びに警察職員給与条例第5条第2項及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
一般職員給与条例第15条第4項、学校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第20条の規定により読み替えられた第2項
一般職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
一般職員給与条例第23条の5	及び第13条の3の規定は、再任用職員	、第13条の3及び第23条の2の規定は、任期付短時間勤務職員
一般職員給与条例第25条、学校職員給与条例第15条の4第2項ただし書、第18条第2項及び第25条並びに警察職員給与条例第25条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書	勤務時間条例第3条第3項の規定に	算出率

及び第 15 条の 4 第 2 項 ただし書	より定められたそ の者の勤務時間を 同条第 1 項に規定 する勤務時間で除 して得た数	
学校職員給与条例第 18 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児 休業等に関する条例第 20 条の規定により読 み替えられた第 2 項に規定する 7 時間 45 分 に達するまでの間の勤務に係る時間である 場合にあつては、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時 間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 である場合は、100 分の 175)から 100 分の 1 00(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を 減じた割合を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第 23 条の 3	及び第 16 条の 3 の 規定は、再任用職 員	、第 16 条の 3 及び第 21 条の 2 の規定は、 任期付短時間勤務職員
警察職員給与条例第 13 条の 4	第 13 条の 2 及び前 条の規定は、再任 用職員	第 12 条の 2、第 13 条の 2 及び前条の規定 は、任期付短時間勤務職員

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第 21 条 職員の退職手当に関する条例第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第 22 条 第 6 条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第 24 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 8 条第 1 項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 8 条第 1 項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 育児を原因とする特別休暇又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇に係る時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 25 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職員給与条例第 14 条、学校職員給与条例第 17 条又は警察職員給与条例第 14 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。

(人事委員会規則への委任)

第 27 条 この条例(次条の規定を除く。)に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(非常勤職員の育児休業等)

第 28 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日その他非常勤職員の育児休業及び部分休業については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 26 条の 2 及び附則第 12 項から第 15 項までを削る。

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。付則第3項において「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員に対しては、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

付則第3項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(育児休業給)

3 当分の間、第4条第2項の規定にかかわらず、育児休業法附則第5条第2項に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員及び条件付採用期間中の職員を除く。)には、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

第17条に次の一項を加える。

2 職員が部分休業(当該職員がその1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第18条第2項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。付則第7項において「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員に対しては、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

付則第7項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(育児休業給)

7 当分の間、第18条第2項の規定にかかわらず、育児休業法附則第5条第2項に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員及び条件付採用期間中の職員を除く。)には、育児休業をしている期間について、管理者が定めるところにより育児休業給を支給する。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

5 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条の2及び附則第12項から第16項までを削る。

一部改正〔平成7年条例11号〕

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)第3条第2項の規定による育児休業の許可」を削る。

一部改正〔平成7年条例11号〕

(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 7 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律(平成3年法律第112号)による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

一部改正〔平成7年条例11号〕

附 則(平成6年3月29日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成6年12月21日条例第49号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、(中略)附則第10項の規定中職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第10条の改正規定(「もの」の下に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える部分に限る。)は平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月17日条例第11号)

- この条例は、規則で定める日から施行する。(平成7年3月規則第26号で、同7年4月1日から施行)

附 則(平成11年12月27日条例第57号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第4号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 143 号。以下この項において「改正法」という。)の施行の日前に改正法による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下この項において「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしたことがある職員(改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法による改正後の育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第 2 条第 2 項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。
- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則(平成 14 年 12 月 27 日条例第 59 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、(中略)第 6 条の規定(中略)及び附則第 7 項から第 9 項までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
(育児休業中の職員に支給する期末手当に関する経過措置)
- 9 平成 15 年 6 月 1 日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第 6 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは、「3 箇月以内」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 10 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則(平成 17 年 11 月 30 日条例第 95 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条の規定、第 3 条中第 3 条第 1 項第 2 号の 3 ウの改正規定並びに第 5 条及び第 7 条並びに次項から附則第 6 項まで及び附則第 22 項の規定 平成 17 年 12 月 1 日
 - (2) 第 2 条の規定、第 3 条中第 3 条第 1 項第 2 号の 2 の改正規定並びに第 4 条、第 6 条及び第 8 条並びに附則第 7 項から第 21 項まで及び附則第 23 項から第 29 項までの規定 平成 18 年 4 月 1 日
 - (3) 第 3 条中第 3 条第 1 項第 2 号の 3 イの改正規定及び同号エの改正規定 平成 19 年 4 月 1 日

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 16 日条例第 75 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の育児休業条例」という。)第 8 条の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

- 2 改正後の育児休業条例第 8 条の規定は、育児休業をした職員が平成 19 年 8 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が適用日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日において現に育児休業をしている職員が適用日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下(当該期間のうち平成 19 年 8 月 1 日前の期間については、2 分の 1)」とする。

(知事等、地方自治法第 203 条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事等、地方自治法第 203 条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成 16 年高知県条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後において地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をするため、同条第 3 項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第 2 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 13 条の規定の例により、当該承認を請求することができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 略

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

4 略

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

5 略

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成 21 年規則第 86 号で附則第 2 項の規定の施行の日を平成 21 年 10 月 30 日と、その他の規定の施行の日を平成 22 年 1 月 1 日とする。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 94 号。次項において「改正法」という。)第 4 条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)(以下「新育児休業法」という。)第 10 条第 1 項(第 2 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下この項において「新育児休業条例」という。))第 12 条を含む。次項において同じ。)に規定する育児短時間勤務をするため、新育児休業法第 10 条第 3 項の規定による承認又は新育児休業法第 11 条第 2 項において準用する新育児休業法第 10 条第 3 項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業条例第 13 条の規定の例により、当該承認を請求することができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正法第 4 条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 1 項(第 2 条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 12 条を含む。)に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の新育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

附 則(平成 21 年 12 月 15 日条例第 80 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中公立学校職員の給与に関する条例第 23 条の 2 第 2 項の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 6 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 8 日条例第 58 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知県職員定数条例の一部改正)

- 2 略

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 略

(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

- 6 略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 略

(高知県学校職員定数条例の一部改正)

- 8 略

(高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正)

- 9 略

附 則(平成 26 年 12 月 26 日条例第 87 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項の改正規定、第 4 条及び第 6 条の規定、第 9 条中公立学校職員の給与に関する条例第 16 条第 2 項の表 4 の項及び第 23 条第 2 項の改正規定並びに第 11 条中警察職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項の改正規定並びに次項から附則第 5 項まで及び附則第 7 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 略
(特殊勤務手当の内払)
- 3 略
(期末手当の内払)
- 4 略
(勤勉手当の内払)
- 5 略
(平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)
- 6 略
(人事委員会規則等への委任)
- 7 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程をいう。)で定める。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 8 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 略
- 3 略
- 4 略

附 則(平成 29 年 7 月 14 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

職員の育児休業等に関する規則(抜粋)

本則
略

第1号様式(第3条関係) 略

旧

職員の育児休業等に関する規則(抜粋)

本則
略

第1号様式(第3条関係) 略

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書		年 月 日
任命権者	様	
	所属 職名 氏名	Ⓜ
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	請求者との続柄等	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 特別の事情		
6 備考		
主管課長	所属長経由欄	

- 注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。
- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日か

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書		年 月 日
任命権者	様	
	所属 職名 氏名	Ⓜ
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	請求者との続柄等	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 特別の事情		
6 備考		
主管課長	所属長経由欄	

※所属長意見欄
上記のとおり進達します。 _____年 月 日

申請のあった育児休業（期間延長）については、
承認 不承認
とする。 _____年 月 日

受理年月日 _____年 月 日
 決裁年月日 _____年 月 日

任命権者 _____ Ⓜ

ら起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日

(2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日

(3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

5 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

第3号様式（第6条関係） 略

注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。

2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。

4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。

(1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日

(2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日

(3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

5 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

第3号様式（第6条関係） 略

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 年 月 日	
任命権者 様	所属 職名 氏名
⑩	
下記のとおりに育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
記	
1 請求に係る子	氏名
	請求者との続柄等
	生年月日
年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）
	勤務の日及び時間帯 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
5 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 特別の事情	
7 備考	
主管課長	
所属長経由欄	

注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行す

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書 年 月 日	
任命権者 様	所属 職名 氏名
⑩	
下記のとおりに育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
記	
1 請求に係る子	氏名
	請求者との続柄等
	生年月日
年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）
	勤務の日及び時間帯 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
5 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 特別の事情	
7 備考	

る事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)の原本又は写しを添えること。

- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

主管課長			所属長経由欄		
------	--	--	--------	--	--

※所属長意見欄
上記のとおり進達します。 年 月 日

				申請のあった育児短時間勤務(期間延長)については、
				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
				とする。 年 月 日

受理年月日 年 月 日
 決裁年月日 年 月 日

任命権者

印

- 注 1 この育児短時間勤務承認(期間延長)請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
 - 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
 - 6 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書						
任命権者	年 月 日					
様	所属 職名 氏名		㊟			
下記のとおり部分休業の承認を請求します。						
記						
1 請求に係る子	氏名					
	請求者との続柄等					
	生年月日	年 月 日				
2 請求期間及び時間	期間		時間			
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～	時 分		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～	時 分			
3 備考						
主管課長			所属長経由欄			
.....						
				申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。		
受理年月日	年 月 日	年 月 日				
決裁年月日	年 月 日	任命権者				
㊟						

- 注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。
- 3 該当するものの口には、ㄥ印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書						
任命権者	年 月 日					
様	所属 職名 氏名		㊟			
下記のとおり部分休業の承認を請求します。						
記						
1 請求に係る子	氏名					
	請求者との続柄等					
	生年月日	年 月 日				
2 請求期間及び時間	期間		時間			
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～	時 分		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～	時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～	時 分			
3 備考						
主管課長			所属長経由欄			
.....						
				申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。		
受理年月日	年 月 日	年 月 日				
決裁年月日	年 月 日	任命権者				
㊟						
※所属長意見欄						
上記のとおり進達します。						
年 月 日						
.....						
				申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。		
受理年月日	年 月 日	年 月 日				
決裁年月日	年 月 日	任命権者				
㊟						

- 注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書

以下略

- 書、官公署が発行する出生届受理証明書等)の原本又は写しを添えること。
- 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。
 - 3 該当するものの口には、 μ 印を付けること。

以下略

職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

○職員の育児休業等に関する規則

(平成 11 年 12 月 27 日人事委員会規則第 24 号)

改正 平成 13 年 3 月 30 日人事委員会規則第 11 号 平成 14 年 3 月 29 日人事委員会規則第 4 号
平成 14 年 12 月 27 日人事委員会規則第 32 号 平成 15 年 11 月 28 日人事委員会規則第 29 号
平成 16 年 3 月 30 日人事委員会規則第 11 号 平成 18 年 3 月 31 日人事委員会規則第 19 号
平成 19 年 8 月 24 日人事委員会規則第 28 号 平成 19 年 10 月 19 日人事委員会規則第 32 号
平成 20 年 11 月 28 日人事委員会規則第 39 号 平成 21 年 3 月 27 日人事委員会規則第 22 号
平成 22 年 6 月 29 日人事委員会規則第 30 号 平成 26 年 7 月 8 日人事委員会規則第 17 号
平成 29 年 3 月 28 日人事委員会規則第 14 号 平成 29 年 7 月 14 日人事委員会規則第 28 号

職員の育児休業等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年高知県条例第 1 号。以下「育児休業条例」という。)の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(育児休業等計画書)

第 3 条 育児休業条例第 3 条第 5 号又は第 11 条第 6 号の育児休業等計画書は、別記第 1 号様式のとおりとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第 4 条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書(別記第 2 号様式)により、育児休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第 5 条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第 6 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届(別記第 3 号様式)により行うものとする。

3 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の期末手当における勤務した期間に相当する期間)

第7条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年高知県条例第58号)第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号。以下この号において「期末勤勉手当規則」という。)第1条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

ウ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2の規定により休職にされていた期間(期末勤勉手当規則第5条第3項に規定する期間を除く。)

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号。次号において「公益的法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員として在職した期間のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める期間

(2) 公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者として在職した期間のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める期間以外の期間

(育児休業をしている職員の勤勉手当における勤務した期間に相当する期間)

第8条 育児休業条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 前条第1号アからエまでに掲げる期間

イ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第17条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第17条及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第17条の規定による介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間

ウ 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業(以下「部分休業」という。)の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間

(2) 前条第2号に掲げる期間

(特別の勤務の形態における育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)
第9条 育児休業条例第12条各号の人事委員会規則で定める日数は12日とし、同条各号の人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児休業条例第13条の育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認(期間延長)請求書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)

第12条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。)の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第13条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る減額する給与の取扱い)

第14条 育児休業条例第25条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

2 育児休業条例第25条の人事委員会規則で定める時間は、職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)第6条の4第2項に規定する時間とする。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

2 職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条の4第2項中「警察職員の条例第14条並びに職員の育児休業等に関する条例第10条に規定する」を「警察職員の条例第14条の」に改める。

附 則(平成13年3月30日人事委員会規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日人事委員会規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日人事委員会規則第32号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年11月28日人事委員会規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月30日人事委員会規則第11号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日人事委員会規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月24日人事委員会規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月19日人事委員会規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月28日人事委員会規則第39号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日人事委員会規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成21年高知県条例第19号)附則第2項の規定により、同条例の施

行の日前において、同日以後において地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をするため、同条第3項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定の例により、当該承認を請求することができる。

附 則(平成22年6月29日人事委員会規則第30号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成26年7月8日人事委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日人事委員会規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月14日人事委員会規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

育児休業等計画書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

育児休業承認(期間延長)請求書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

養育状況変更届

[別紙参照]

第4号様式(第10条関係)

育児短時間勤務承認(期間延長)請求書

[別紙参照]

第5号様式(第13条関係)

部分休業承認請求書
[別紙参照]

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書 年 月 日 任命権者 様 所属 職名 氏名 ⑨													
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。 <p style="text-align: center;">記</p>													
1 請求に係る子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">請求者との続柄等</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	氏名		請求者との続柄等		生年月日	年 月 日						
氏名													
請求者との続柄等													
生年月日	年 月 日												
2 請求の内容	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 育児休業の承認</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認</td> <td><input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長								
<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長												
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長												
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで												
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年 月 日から</td> <td style="width: 50%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで								
年 月 日から	年 月 日まで												
年 月 日から	年 月 日まで												
5 特別の事情													
6 備考													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">主管課長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">所属長経由欄</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主管課長			所属長経由欄								
主管課長			所属長経由欄										

- 注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。
- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日か

ら起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日

(2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日

(3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

5 該当するものの□には、レ印を付けること。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書	
任命権者	年 月 日
様	所属 職名 氏名
	⑩
下記のとおり育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
記	
1 請求に係る子	氏名
	請求者との続柄等
	生年月日
年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）
勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
5 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 特別の事情	
7 備考	
主管課長	
所属長経由欄	

注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行す

る事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)の原本又は写しを添えること。

- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの□には、レ印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書			
任命権者	様	所属 職名 氏名	年 月 日 ⑩
下記のとおり部分休業の承認を請求します。 記			
1 請求に係る子	氏名		
	請求者との続柄等		
	生年月日	年 月 日	
2 請求期間及び時間	期間		時間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備考			
主管課長		所属長経由欄	

			申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。
受理年月日	年 月 日	年 月 日	
決裁年月日	年 月 日	任命権者	
⑩			

- 注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。
- 3 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

